

令和6年度ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）のご案内

足立区では待機児童対策として、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、ベビーシッター利用者の負担を軽減します。

I 制度の概要

対象となる方	以下の全てに該当する方が本事業の対象者となります。 1 次のいずれかに該当し、申請により対象者確認書の交付を受けていること。 (1) 認可保育所等の0～5歳児クラスに <u>2園以上</u> 入所申込みをしたが、お子さんが待機となっていること（以下「 <u>待機児童の保護者</u> 」といいます）。 (2) 認可保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんが1歳の誕生日から復職し、翌年度の1歳児クラスの4月入所で <u>2園以上</u> 申込みを行うこと（以下「 <u>育児休業満了者</u> 」といいます）。 ※ (1)(2)のいずれも、1園のみの申込みの場合は対象になりません。 2 足立区に保護者及びお子さんの住民票があり、実際に居住していること。 3 認可保育所等を利用していないこと。 4 保育の必要性の認定を受けており、それが有効期間内であること。 5 産前産後休暇・育児休業中ではないこと。
利用可能日	月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）
利用時間	午前7時から午後10時まで ・ 保育短時間認定…1日 8時間かつ月160時間まで ・ 保育標準時間認定…1日11時間かつ月220時間まで
対象利用料	ベビーシッター <u>保育サービス利用料のみ</u> が対象です。 入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費は <u>対象外</u> です。
利用料金	1時間あたり <u>150円</u>
利用を認める期間	1 待機児童の保護者… <u>入所保留期間中</u> 2 育児休業満了者 … <u>復職日から満1歳に達した後の3月末日まで</u>
その他補助	1 交通費（利用者が負担した <u>ベビーシッターが利用者宅まで移動するために要した交通費月2万円まで</u> ） 2 利用者が負担した利用料金（1時間あたり150円） 次の <u>いずれかに該当する方が対象</u> となります。 (1) 3～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さん (2) 住民税課税世帯かつ第2子以降で0～2歳児クラスのお子さん

II 利用の流れ

1 利用約款の確認（利用者）

必ず事前に「ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）利用約款」をよくお読みいただき、規定されている内容を遵守してください。

2 対象者確認申請書の提出（利用者⇒区）

ベビーシッター利用支援事業対象者確認申請書を子ども施設入園課（4月1日から保育・入園課）入園第一係～第三係にご提出ください（郵送可。ただし、簡易書留等によりお送りください）。

※ 申請日時点で産前産後休暇または育児休業中の場合は、復職後1か月以内にベビーシッター利用支援事業復職証明書をご提出ください。

3 対象者確認書の送付（区⇒利用者）

審査の結果、ベビーシッター利用支援事業対象者確認書を区からご自宅に郵送します。

4 事業者と契約（利用者⇔事業者）

東京都ホームページの「ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）認定事業者者一覧」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際、「東京都のベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用したい」とお伝えください。



5 アカウント発行申請書等の提出（利用者⇒区）

ベビーシッターの初回利用予定日の10開庁日前までに、ベビーシッター利用支援事業アカウント発行申請書と、ベビーシッター認定事業者との「契約書」（写し）を保育・入園課入園第一係～第三係にご提出ください（郵送不可）。

6 アカウントの送付（全国保育サービス協会⇒利用者）

東京都から事業委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が、アカウントをご自宅に郵送します。

7 ベビーシッターの利用（利用者⇔事業者）

ベビーシッター利用時、助成券発行システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券のコードを、利用の都度、ベビーシッターに伝えて直接、利用者負担額をお支払いください。

8 交通費及び利用料の補助申請（利用者⇒区）

	対 象	必要書類等	提出先・お問い合わせ先
交通費	ベビーシッターが利用者宅までの移動に要した交通費を負担した利用者	①ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用者補助金交付申請書兼同意書	【提出先】 子ども施設入園課認証・認可外保育係（4月1日から幼稚園・地域保育課） ※ 郵送可。ただし、簡易書留等によりお送りください。
利用料	住民税課税世帯かつ第2子以降で0～2歳児クラスのお子さん	②交通費、利用料を支払ったことを証明する書類（認定事業者が発行した領収書等） ③ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用者補助金交付請求書兼口座振替依頼書	
	①住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さん ②3～5歳児クラスの全てのお子さん	別途利用料が無償化対象となる制度があります。詳細は右記までお問い合わせください。	

9 補助金交付決定（区⇒利用者）

審査の結果、区からベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用者補助金交付決定通知書をご自宅に郵送します。

10 補助金交付（区⇒利用者）


Ⅲ 関係書類

利用約款や申請書類一式は、保育・入園課入園第一係～第三係（区役所中央館3階）で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。



区ホームページはこちら

IV 留意事項

- 1 対象者確認申請から実際にベビーシッターを利用できるまで日数を要しますので、あらかじめご了承ください。
- 2 本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（厚生労働省ホームページ）」をご確認ください。
- 3 ベビーシッターの利用申込みや契約は、利用者自身で直接行ってください。
- 4 利用期間中に利用約款第11条の要件に該当することになった場合は当初、区が対象者確認書で利用を認めた利用期間内であっても利用終了となりますので、必ず、保育・入園課入園第一係～第三係へご連絡ください。
- 5 本事業はベビーシッターを直接あつせんする事業ではないため、利用希望者のベビーシッター利用を保証するものではありません。また、ベビーシッター事業者との契約に関するトラブルについては足立区及び東京都は関与できません。契約の際には内容を十分ご確認ください。
- 6 足立区及び東京都が公費で負担した額（助成額）は、利用者にとって所得税法上の「非課税所得」となるので、確定申告の必要はありません。

V Q&A

No.	質問	回答
1	保育の必要性の認定を持っていませんが、申請できますか？	申請できません。 本事業の利用を希望される場合は、別途、保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、保育・入園課入園第一係～第三係にお問い合わせください。
2	利用にあたり、所得制限はありますか？	ありません。
3	ベビーシッター事業者を利用の申込みをしてから、実際にベビーシッターが派遣されるまでどれくらいかかりますか？	おおむね1か月程度かかります。事前に事業者にご確認ください。
4	児童本人や兄弟姉妹の送迎は対象になりますか？	助成の対象となりません。
5	家事援助は対象となりますか？	助成の対象となりません。
6	職場など自宅以外の保育は対象となりますか？	助成の対象となりません。 ただし、お散歩や外遊びは可能です。
7	利用料以外の入会金や保険料等の諸経費は助成の対象となりますか？	助成の対象となりません。
8	対象児童が体調不良の場合でも保育をしてくれますか？	原則、37.5度以上の熱がある場合はお受けできません。あらかじめ事業者にご確認ください。
9	対象児童の体調不良によりキャンセルしますが、この場合のキャンセル料は助成の対象となりますか？	キャンセル料は原則、助成の対象となりませんが、対象児童の体調不良に伴い、保育予定日の前日または当日にやむを得ずキャンセルした際、東京都が指定する書類を提出した場合に限り、助成の対象となります。 詳しくは、都ホームページをご確認ください。

No.	質 問	回 答
10	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っていますか？	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
11	助成を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要になりますか？	事前登録は不要ですが、本事業の利用を希望される場合は、「Ⅱ 利用の流れ」に記載のとおり、お手続きください。
12	兄弟姉妹で利用する場合、対象者確認申請書等の手続きは1回でいいですか？	お子さん1人に対し、ベビーシッター1人による保育となりますので、お子さんそれぞれのお手続きをお願いいたします。
13	食事の用意はしてもらえますか？	お子さんを安全に保育するため、調理はできません。昼食（離乳食、冷凍母乳、粉ミルクを含む。）、おやつを含め保護者をご用意ください。用意された食事を電子レンジで温める程度は可能です。なお、家事は一切お引き受けできません。
14	保護者の仕事が休みの日に、利用はできますか？	保護者が休暇の日（体調不良等による欠勤を含む。）は、利用できません。
15	利用料金（1時間あたり150円）の支払いに助成券や割引券を使用することはできますか？	全国保育サービス協会が実施している「ベビーシッター派遣事業割引券」は使用できます。その他の助成券、割引券等との併用については、各助成券等の利用規約等をご確認ください。
16	利用時間の時間数を超えた場合はどのようになりますか？	超えた時間に関しては、全額本人負担となります。
17	この事業は、いつまで続く予定ですか？	実施期間は、令和7年3月31日利用分までです。令和7年度については、区ホームページ等でお知らせいたします。
18	区外に転居した場合、本事業を引き続き利用できますか？	本事業は、区市町村ごとに待機児童対策として行っている事業ですので、区外に転居した場合は利用できません。

【お問い合わせ先及び各種申請にかかる書類の提出先】

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 中央館3階

<ベビーシッター利用支援事業（対象者確認申請・アカウント発行申請）に関するお問い合わせ先>

足立区 子ども施設入園課（4月1日から保育・入園課）入園第一係～第三係
TEL：03（3880）5263 FAX：03（3880）5703

<ベビーシッター利用支援事業（交通費及び利用料補助）に関するお問い合わせ先>

足立区 子ども施設入園課（4月1日から幼稚園・地域保育課）認証・認可外保育係
TEL：03（3880）8013 FAX：03（3880）5703

2024.2.5